

## 茨城県パスポート型パンフレット制作業務委託 仕様書

### 1 業務名

茨城県パスポート型パンフレット制作業務

### 2 目的

茨城県に興味関心のある方や観光を検討している方をターゲットに、日本国旅券（パスポート）のデザインを参考にした「パスポート型パンフレット」（以下、「パンフレット」という。）を制作・配付する。

パンフレットには、本県の観光資源や食、歴史・文化等の魅力を総合的に掲載し、本県の認知度向上及びブランド力の強化を図る。また、スタンプラリー等の仕組みを取り入れ、観光客の県内周遊を推進し、地域経済の活性化に繋げる。

### 3 委託業務内容

#### (1) 業務の内容

原則、いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が提供する内容、画像データを基に、企画立案、デザイン、レイアウト、編集、校正、印刷、製本、梱包、納品、工程管理などパンフレットの制作に伴う業務を行う。

#### (2) 業務の要件

##### ①デザイン及び規格

ア パンフレットに興味関心を持ち、手に取りたくなるようなデザイン及び質感とすること。

イ サイズは日本国旅券（パスポート）のサイズ（88mm×125mm）を参考とし、委託者と協議の上、決定すること。

ウ ページ数は48～52 ページ程度とし、カラー印刷、中綴じ製本とする。

※サイズや紙質等は、利用者の利便性を考慮し、別の規格の方がよいと思われるときはその旨提案すること。

エ パンフレットを持っているだけでも充足感を得られ、長期にわたって大切にしてもらえるよう、外見はパスポート型とすること。

オ 各ページに透かし加工を行うなど、高級感のあるデザインとすること。

カ パンフレットには、スタンプラリーの仕組みを取り入れ、県内44市町村と県内5か所程度の観光施設のスタンプ及びそれらを制覇した特別なスタンプを押印するページを設けること。

キ パンフレットに押印するスタンプは、1種類につき2個制作すること。

ク パンフレットにスタンプを押印する台及びインクを用意すること。

##### ②制作

ア 記事の原稿で、協議会が提供するもの以外のデータを使用する場合は、受託者自らの責任において取材、作成及び校正するものとする。また、掲載に当たっては、関係者から許可を得ること。

イ デザイン等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は受託者が行うこと。

ウ 校正は3回以上とする。

##### ③その他

ア パンフレットを欲しいと思わせるようなPR方法について提案を行うこと。

イ 本仕様書は最低限必要な事項を記載している。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受託者の専門的立場から、本業務の費用

範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

### (3) 納品物

- ① パンフレットの納品部数及び期限  
10,000 部以上  
※早期の配布を実施するため、分割での納入も検討すること。
- ② スタンプ  
以下のスタンプを 2 個ずつ制作すること
  - ・ 44 市町村のスタンプ
  - ・ 県内 5 か所程度の観光施設のスタンプ
  - ・ コンプリートスタンプ
- ③ 電子データ (CD-R 又は DVD-R)
  - ・ PDF ファイル パンフレットデータ (印刷用)
  - ・ Ai データ パンフレットデータ (再編集用)
  - ・ jpeg 形式 新たに使用した写真、イラストのデータ
- ④ 納入期限  
9 月 30 日 (水)
- ⑤ 納品先  
指定する納品先

## 4 委託契約の期間

委託契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日 (金) まで

## 5 著作権の譲渡等

- (1) 本業務で使用した画像・動画・イラストの全ての著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条の権利を含む)・肖像権等の権利は県に帰属し、県は事前の連絡なく、自由に加工及び二次利用できるものとする。
- (2) パンフレットの制作には、受託者が所持しているもの、受託者が著作権の承諾を得たもの、及び、協議会から提供されたものを使用すること。
- (3) 著作権の承諾が必要な素材は、受託者側で必ず著作権の承諾を得た上で提出すること。
- (4) 受託者が既に著作権を保有しているもの (以下「受託者著作物」という。) が含まれる場合、受託者著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は著作物の使用及び修正するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用 (複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。) を無償で県に許諾するものとする。
- (5) 第三者の権利を侵害していないことを保証すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。

## 6 留意事項

- (1) 制作業務は、委託者・受託者双方協議の上実施する。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は速やかに県と協議を行うこと。